

保育所等における看護師等の配置特例の要件緩和

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 第二条
(令和4年11月30日 厚生労働省令第159号)等

規制改革の内容

見直し前

保育所及び認定こども園で働く看護師等※1は、1人に限り、保育士等※2としてみなすことができるが、0歳児の在籍人数が4人以上の場合に限定。

※1看護師、准看護師、保健師 ※2保育士、保育教諭等

見直し後

保育士等と同一の場所で合同で保育する、研修を受講するなど一定の要件を満たす場合には、0歳児の在籍人数を問わない。(令和5年4月1日から適用)

効果

看護師等を含めた保育体制の安定的な維持が可能。

規制改革の概要

これまで、できたこと

0歳児クラス

(保育士等の配置基準:0歳児3人に保育士等1人)



保育士等



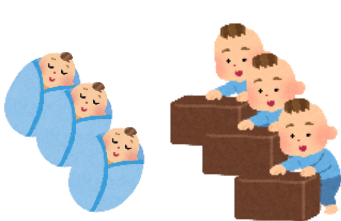
看護師等(みなし保育士等)

※0歳児が3人以下の場合、看護師等は保育士等とみなせません

これから、できるようになること

0歳児・1歳児合同クラス

(保育士等の配置基準:0歳児3人に保育士等1人、1歳児6人に保育士等1人)



1歳児担当の保育士等



0歳児担当の看護師等
(みなし保育士等)

※0歳児が3人以下の場合でも、看護師等は保育士等とみなせません